

学校教育法施行細則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 学齢児童 法第十八条 に規定する学齢児童をいう。</p> <p>二 学齢生徒 法第十八条 に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>三 児童生徒等 施行令第四条に規定する児童生徒をいう。</p> <p>四 保護者 法第十六条 に規定する保護者をいう。</p> <p>五 学校 法第一条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校 をいう。</p> <p>六 各種学校 法百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、公立の学校をいう。</p> <p>七 児童等 学校又は各種学校に在学する幼児、児童及び生徒をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 位置についての調書(市町、大字、字、地番地目、地積及び実測面積、高低方位)及び図面(学校の位置を表した市町の図面及び四隣の関係を示した図面)</p> <p>四〇十 (略)</p> <p>2 学校の目的、名称、位置、学則又は経費及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、施行規則第五条</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 学齢児童 法第二十三条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>二 学齢生徒 法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>三 児童生徒等 施行令第四条に規定する児童生徒をいう。</p> <p>四 保護者 法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。</p> <p>五 学校 法第一条に規定する学校のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。</p> <p>六 各種学校 法八十三条第一項 に規定する各種学校のうち、公立の学校をいう。</p> <p>七 児童等 学校又は各種学校に在学する児童、生徒及び幼児をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 位置についての調書(市町村、大字、字、地番地目、地積及び実測面積、高低方位)及び図面(学校の位置を表した市町村の図面及び四隣の関係を示した図面)</p> <p>四〇十 (略)</p> <p>2 学校の目的、名称、位置、学則又は経費及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、施行規則第四条の</p>

に規定する書類の外、位置の変更については、校地校舎の図面を、学則の変更については、その変更の条項についての新旧比較対照表及び変更後の学則を添えてしなければならない。

(分校の設置)

第五条 学校又は各種学校の分校設置の認可を受けようとする者、又は分校設置の届出をしようとする者は、施行規則第七条に規定する書類及び図面の外、第三条第一項の規定に準じて申請又は届け出なければならない。

(二部授業)

第六条 二部授業を行うことについての届出には施行規則第九条に規定する書類の外、次の書類を添えてしなければならない。

一 四 (略)

(学級編制等)

第七条 学級の編制について認可を受けようとする者は、施行規則第十条第一項に規定する書類(別記第一号様式)の外、教室配置図を添えなければならない。

2 学級の編制の変更について認可を受けようとする者は、施行規則第十条第二項に規定する書類(第二号様式)の外、変更前及び変更後の教室配置図を添えなければならない。

(設置者の変更)

第九条 学校又は各種学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、施行規則第十四条に規定するものの外、

二に規定する書類の外、位置の変更については、校地校舎の図面を、学則の変更については、その変更の条項についての新旧比較対照表及び変更後の学則を添えてしなければならない。

(分校の設置)

第五条 学校又は各種学校の分校設置の認可を受けようとする者、又は分校設置の届出をしようとする者は、施行規則第六条に規定する書類及び図面の外、第三条第一項の規定に準じて申請又は届け出なければならない。

(二部授業)

第六条 二部授業を行うことについての届出には施行規則第七条に規定する書類の外、次の書類を添えてしなければならない。

一 四 (略)

(学級編制等)

第七条 学級の編制について認可を受けようとする者は、施行規則第七条の二第一項に規定する書類(別記第一号様式)の外、教室配置図を添えなければならない。

2 学級の編制の変更について認可を受けようとする者は、施行規則第七条の二第二項に規定する書類(第二号様式)の外、変更前及び変更後の教室配置図を添えなければならない。

(設置者の変更)

第九条 学校又は各種学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、施行規則第七条の六に規定するものの外、

申請又は届出に係る変更についての協議書又は契約書の写、  
第三条第一項第二号に規定する書類（申請又は届出に係る  
事由が、市町の廃置分合又は境界変更によるものである  
ときは除く。）及び校地校舎の図面（現在の設置者が学校  
法人、学校法人以外の法人及び私人である場合に限る。）  
を添えてしなければならない。

（廃止）

第十条 施行規則第十五条に規定する学校（各種学校を含  
む。）若しくは分校の廃止又は高等学校の課程等の廃止に  
ついての認可の申請又は届出には、同条に規定するもの  
外、申請又は届出に係る施設及び職員の処置方法を添えて  
しなければならない。

（学齢簿）

第十二条 施行令第一条の規定に基く学齢簿は、男女別とし、  
更に生年月日の順序によつてつづらなければならない。な  
お、市町の事情によつては、更にこれを通学区域別に分  
けることができる。

申請又は届出に係る変更についての協議書又は契約書の写、  
第三条第一項第二号に規定する書類（申請又は届出に係る  
事由が、市町村の廃置分合又は境界変更によるものである  
ときは除く。）及び校地校舎の図面（現在の設置者が学校  
法人、学校法人以外の法人及び私人である場合に限る。）  
を添えてしなければならない。

（廃止）

第十条 施行規則第七条の七に規定する学校（各種学校を含  
む。）若しくは分校の廃止又は高等学校の課程等の廃止に  
ついての認可の申請又は届出には、同条に規定するもの  
外、申請又は届出に係る施設及び職員の処置方法を添えて  
しなければならない。

（学齢簿）

第十二条 施行令第一条の規定に基く学齢簿は、男女別とし、  
更に生年月日の順序によつてつづらなければならない。な  
お、市町村の事情によつては、更にこれを通学区域別に分  
けることができる。

石川県立中学校規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第一条 石川県立中学校(以下「中学校」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第十一条 中学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 石川県立中学校(以下「中学校」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第十一条 中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p>

石川県立高等学校規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第一条 石川県立高等学校(第十八条を除き、以下「高等学校」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第十一条 高等学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、実習教諭、助教諭、事務職員、技術職員、実習助手その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 石川県立高等学校(第十八条を除き、以下「高等学校」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達 に応じて、高等普通教育 及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第十一条 高等学校には、校長、教頭、指導教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、事務職員、技術職員、実習助手その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p>

石川県立特別支援学校規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(卒業及び修了) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、幼稚部の全課程又は高等部の専攻科を修了したと認められた者には、修了証書(第二号様式)を授与することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(職員組織) 第八条 特別支援学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、学校栄養職員、事務職員、寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学、退学、転学、留學及び休学) 第十条 幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の入学、退学、転学、留學及び休学については、石川県立高等学校規則の規定を準用する。</p> <p>(ほう賞) 第十一条 校長は、他の範と認められる幼児、児童又は生徒を、ほう賞することができる。</p>	<p>(卒業及び修了) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、高等部の専攻科又は幼稚部の全課程を修了したと認められた者には、修了証書(第二号様式)を授与することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(職員組織) 第八条 特別支援学校には、校長、教諭、養護教諭、助教諭、学校栄養職員、事務職員、寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学、退学、転学、留學及び休学) 第十条 高等部又は幼稚部の生徒又は幼児の入学、退学、転学、留學及び休学については、石川県立高等学校規則の規定を準用する。</p> <p>(ほう賞) 第十一条 校長は、他の範と認められる児童、生徒又は幼児を、ほう賞することができる。</p>

石川県技能教育施設の指定等に関する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(技能教育施設の指定の申請)            第二条 (略)            一〇七 (略)            八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条第一項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携措置」という。)をとろうとする学校がある場合は、当該学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類、学校長の承諾書及び教育課程を記載した書類</p>	<p>(技能教育施設の指定の申請)            第二条 (略)            一〇七 (略)            八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条第二項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携措置」という。)をとろうとする学校がある場合は、当該学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類、学校長の承諾書及び教育課程を記載した書類</p>